

番号制度導入に伴う大田区介護保険各種申請手続きについて(概要版)

本人が申請する場合、番号確認・身元確認が必要です。

■番号確認

- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
3つのうちから1つ



■身元確認

- 本人の身元確認の書類[A]を1つ
(例：運転免許証、運転経歴証明書、
旅券、身体障害者手帳)
- または、[B]の書類を2つ以上

■番号確認 + 身元確認

個人番号カードをお持ちであれば、個人番号カード(表・裏)1枚でできます。

代理人が申請する場合、
代理権・番号確認(本人)・身元確認(代理人)が必要です。

■代理権の確認

： <法定代理人の場合>登記事項証明書の写し

法定代理人：成年後見人等

(保佐人、補助人の場合、代理権が付与されていることが分かる部分を含む)

任意代理人：家族、ケアマネジャー等

<任意代理人の場合>委任状

※委任状の作成が困難な場合、「本人しか持ちえない書類の提出」をもって代理権の確認書類とすることも可能です。例：介護保険被保険者証

■本人の番号確認

： 本人の個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

■代理人の身元確認

： 代理人の身元確認の書類[A]を1つ
(例：個人番号カード、運転免許証、旅券)
または、[B]の書類を2つ以上

身元確認の書類

[A]

運転免許証

運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)

旅券

住民基本台帳カード (写真あり)

身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

療育手帳

在留カード又は特別永住者証明書

写真付き身分証明書 (居宅介護支援専門員証等)

上のAの書類 (運転免許証等) から1つ

[B]

Aの書類の提出が困難な場合、以下のBの書類が
2つ以上必要です。

例) 介護保険被保険者証 + 後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療もしくは
介護保険の被保険者証、介護保険負担割合証
年金手帳

児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書

健康保険日雇特例被保険者手帳

国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証

写真なし資格証明書 (生活保護受給者証、恩給等の証書等)

国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書

戸籍の附票の写し (謄本もしくは抄本も可)

住民票の写し、住民票記載事項証明書

源泉徴収票 (給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票)

郵送で申請する場合、
番号確認の書類・身元確認の書類はコピーを
提出してください。

番号制度導入に伴い、申請の際には上記に関する書類が必要となります。申請の前に必要書類をご確認ください。